省　令

○法務省・国土交通省令第二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第六条第三項及び第十四条第三項の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

法務大臣　上川　陽子
国土交通大臣　赤羽　一嘉

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（平成二十一年法務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第四号様式中「印」を削る。

別記第五号様式中「権利者　氏　名　㊞」を「権利者　氏　名　」に改める。

別記第六号様式及び別記第九号様式中「印」を削る。

別記第十号様式中「権利者　氏　名　㊞」を「権利者　氏　名　」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省・国土交通省令第三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十七条第二項及び同法第六十四条の八第五項の規定に基づき、並びに積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）及び旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）を実施するため、宅地建物取引業者営業保証金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

法務大臣　上川　陽子
国土交通大臣　赤羽　一嘉

宅地建物取引業者営業保証金規則等の一部を改正する省令

（宅地建物取引業者営業保証金規則の一部改正）

第一条　宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和三十二年法務省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊞」を削る。

様式第三号中「債権者　氏名　㊞」を「債権者　氏名　」に改める。

（積立式宅地建物販売業者営業保証金規則の一部改正）

第二条　積立式宅地建物販売業者営業保証金規則（昭和四十六年法務省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三及び第四中「㊞」を削る。

（宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則の一部改正）

第三条　宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和四十八年法務省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記書式中「債権者　氏名　㊞」を「債権者　氏名　」に改める。

（旅行業者営業保証金規則の一部改正）

第四条　旅行業者営業保証金規則（平成八年法務省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二号書式及び第三号書式中「氏名　印」を「氏名　」に改め、「注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

第五号書式中「㊞」及び「注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

（旅行業協会弁済業務保証金規則の一部改正）

第五条　旅行業協会弁済業務保証金規則（平成八年法務省・運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「代表者の氏名及び資格　印」を「代表者の氏名及び資格　」に「注1」を「注」に改め、「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省・国土交通省・環境省令第二号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第十条第二項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十三条第一項から第三項まで、第十八条第二項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条及び第四十二条の規定に基づき、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏　名　印」を「氏　名　」に改め、備考7を削る。

第三号様式中「氏　名　印」を「氏　名　」に改め、備考6を削り、備考7を備考6とする。

第四号様式中「氏　名　印」を「氏　名　」に改め、「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「3　当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。」を「2　当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。」に改める。